

第18回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

- と き：令和2年5月28日（木曜日）15時30分から16時20分まで
- ところ：本館5階 正庁の間
- 出席者：吉村知事・田中副知事・山野副知事・山口副知事・副首都推進局理事・危機管理監・政策企画部長・報道監・総務部長・財務部長・スマートシティ戦略部長・府民文化部長・IR推進局長・福祉部長・健康医療部長・商工労働部長・環境農林水産部長・都市整備部長・住宅まちづくり部長・教育長・府警本部警備部長・大阪健康安全基盤研究所公衆衛生部長・大阪市健康局首席医務監

【会議資料】

- 会議次第
- 資料1-1
- 資料1-2
- 資料1-3
- 資料1-4
- 資料1-5
- 資料2-1
- 資料2-2
- 資料2-2（参考資料）
- 資料2-3

【知事】

- ・緊急事態宣言も全国でも解除ということが決まりました。
- ・この間、我々も大阪モデルを策定し、そして市中の感染状況それを見える化してきました。ここ数日では感染者が0の日も続くと。非常にこの新型コロナの市中の感染というのは、府民の皆さん、事業者の皆さんのご協力も得て、何とか抑え込めてきてるという状況だろうと思います。
- ・これからはウイルスと共存すると、そういう道を歩んでいく必要があるかと思っています。感染症対策をしっかりと取りながら、一方で社会経済活動を徐々に戻していくということも非常に府民の生活を守る、府民の命を守る上で重要だと思っています。
- ・そんな中で大阪府で休業要請をお願いしているクラスターが発生した事業、これはまだ休業要請をお願いしていますのでここについてどうやって感染防止対策をとっていけるのか、どういうふうにしていくかお願いをしていくのかということの方針を今日の会議で決めていきたいと思っています。
- ・それ以外の府民の皆さんへのお願い、イベント等について、5月29日までの方針は決めましたので、それ以降の方針をこの今日の会議で決めたいと思いますのでよろしくお願いします。

※資料1-1に基づいて、健康医療部長より説明。

※資料1-2に基づいて、健康医療部長より説明。

※資料1-3に基づいて、健康医療部長より説明。

【知事】

- ・この一つ目の指標についてですが、これはそもそも陽性者**0**が連続しても**1**を超えるというのは明らかに不合理だというふうに思います。
- ・やはりこの指標で考えなきゃいけないのは、絶対数が極めて少ない日が続くとすぐに**1**を超えると。跳ねやすい数字になってしまう。
- ・一定の絶対数のもとでこの指標は意味がもってくるということを運用としては、しっかりいれこまなきゃいけないんだろうと思います。
- ・ですのでこれ単体で入れないというのは、僕はその通りだと思うんですが、一方でやっぱりこの指標っていうのは、一定の母数がある場合には、いわゆる傾き、感染者の増加の傾きを七日間の移動平均で、感染源不明の人を前週と比較するわけなんで、傾きを把握するという意味では一定の母数があればこれは非常に有効な数字だと思いますし、朝野先生もおっしゃってますので、これは引き続き活用はしていきたいと思ってます。僕自身もこの際ですから問題かなと思うのはこれ**1**という数字になってるんですが、果たして**1**というのが適切な数字なのかどうか、もう一度、専門家会議を開くときにですね、意見交換をしたいと思ってます。前週増加比が**1**ということは前週から少しでも増えれば**1**を超えていくわけなので、そういった意味では、下がって上がるような場合には、非常にわかりやすいですけど、今回みたいに超低空飛行で来たときにはすぐ**1**を超えますので、それはいわゆる、この大阪モデルが本来持つ感染の爆発拡大を防ぐという、そして医療崩壊を防ぐというこの制度がもつ本来の意味、思想というか考え方とそぐわない部分も出てきますので、そういった意味では僕自身はやっぱり、前週比較して2ぐらいが適切なんじゃないかなと思いますが、ただ、ここは専門家の意見も含めて、一度**1**ヶ月程度運用した後にですね、実数も含めてさらなる大阪モデルのブラッシュアップを図っていききたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。
- ・併せて重症病床の病床使用率について、人口基準では設けないという判断をしましたが、これは専門家会議の大和先生も入れるべきではないかという意見があるともとお聞きもしてますし、そういったことも含めて専門家会議の意見を聞いて、この人口基準についてよりその制度の趣旨に正確に**100%**のものはなかなかできないと思いますが、より合致するように、もう一度**6**月の中旬ぐらいまでには、専門家の会議を開いて、それまでの実数と含めて、よりよいものにブラッシュアップしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【健康医療部長】

- ・そういうご意見も踏まえまして、現在の終息期の非常に感性規模が小さいときにどういう指標を使えばいいのか。①の指標は重要な指標だと思っておりますので、しっかり専門家会議とも議論をしたいと考えております。

※資料2-1に基づいて、危機管理監より説明。

※資料2-2に基づいて、危機管理監より説明。

※資料2-2（参考資料）に基づいて、環境農林水産部長より説明。

※資料2-3に基づいて、政策企画部長より説明。

【知事】

- ・まず接客を伴う飲食店、それからライブハウス、現時点においてなかなかガイドラインが示されていない、国もなかなか示しにくい分野であろうかと思っておりますけども。そこについて既存のガイドラインと、そして、その業種、特殊・特徴的なところを捉えた感染防止対策。専門家の意見も聞きなが

ら、大阪府の暫定的なガイドラインを策定したということだというふうに思います。

- ・また業界の皆さんからも意見を、夜の接客を伴う飲食店であれば、その業界の意見なんかも聞いて進めてきたということで、作ってもらったことにまず感謝したいと思います。
- ・中身がちょっと細かい部分なんですけど、危機管理監が言ったところ以外で重要なところとして、特徴的な感染防止策はその通りだと思うんですけども。それ以外の重要な要素としてやっぱりクラスターが発生したところですからまた陽性者が発生する可能性は当然考えなきゃいけない。
- ・そのときにできるだけ囲い込みをできる仕組みっていうのを考えなければいけないという点で、ガイドラインの中に大阪コロナ追跡システムの導入の要請、もしくはそれが難しい場合には、いわゆる名簿等の適正な管理ということが条件になってるのかなと思います。
- ・この取組みの概要の資料の方にも同じように、大阪コロナ追跡システムの要請と書いてあるんですけど。これは要請であって、その条件ではないという理解でいいんですかね。

【危機管理監】

- ・もうすでに全国の緊急事態宣言も解除しております、法に基づく要請をする段階ではありませんので、できるだけ協力をお願いするという考えでございます。
- ・なお、ガイドラインの方にはですね、コロナ追跡システムにつきましては、全種の共通事項の方、**1** ページの一番下のところに共通ですでに入れておりますので、各施設の個別のところには入れておりませんが、共通のところと同様の内容をいれております。

【知事】

- ・というのも、こちらの概要案の方では、例えば**4** ページ行くとこのガイドラインを遵守することを条件に休止要請を解除ってなってますから、このガイドラインを遵守することがこれは条件だということだと思います。
- ・国のガイドラインがいつできるかわからないけども、それができたらそっちによると、それができるまでの間は府が定める臨時のガイドラインによるものとするという理解なので、このガイドラインが遵守っていうのが条件だと思うんですけど、そのガイドラインの中に大阪コロナシステムの話とか、先ほどの入場者等の名簿の話があるので、ここはこのガイドラインを守ることが条件ということであれば、このコロナシステムを入れることがあれば、名簿の適正管理が条件かというところは要請ということでもいいのかな。お客さんに対しては入力の手続きを行うことと書いてるんですけども、事業者のとるべき措置としてはどうなんですか。

【危機管理監】

- ・今回ですね、前回の本部会と異なりまして、いわゆる法に基づく **24** 条 **9** 項に基づく要請としてはおりません。任意のお願いですから、協力を要請という形に整理してはありますが。法的な意味での要請ではございませんけども、ガイドラインの遵守を条件にですね、お願いしていくということになろうかと思います。
- ・要請かどうかというのは法的に言うとあれですけども、強くお願いする要請ということでございます。

【知事】

- ・いや僕からも強くお願いしようとは思っています。これはやっぱり追いかけられる仕組みというのは非

常に重要だと思いますので。

- ・その中で例えばスポーツクラブとかライブハウスとかカラオケボックスとか、お客さんの匿名性とかお客さんの情報をですね、特に匿名性が必要だというものではない分野では、このコロナの追跡システムを導入してくださいと比較的言いやすいし、協力も得やすいと思うんですけど。大阪でも夜の接客を伴うお店で、クラスターが発生したときに、なかなか店舗名の公表も非常に難しいし、そもそもその特殊性から把握するのがちょっと難しかったという状況もあることを考えると、夜の接客を伴うお店にコロナシステムの導入といってもなかなか簡単にはいかないだろうなと思います、その事業の特殊性を考えると。
- ・そのときにやはり少なくともそのお店では、きちんと名簿なり、もしクラスターが発生したときには連絡ができるようにしてねっていう紳士協定じゃないですけども、そういったことのお願いが非常に重要になると思うんですけど、その辺りはどうですか。

【危機管理監】

- ・1 ページの方にも書いておりますけども、おそらくこのシステムを導入できない場合は、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することと書いてありますので、コロナシステムがなかなか難しいという場合はですね、個人情報の取扱いに十分注意しながら万が一発生した場合に備えて、利用者の状況を適正に管理していただいて、保健所等の調査にご協力をいただきたいと考えております。

【知事】

- ・これはもう僕自身も発信していこうと思いますけど、コールセンターなども設置してますから、おそらくいろんな相談等もあるかと思います。事業者からの相談もあるでしょうし、ガイドラインを見た上での事業者からの相談もあるでしょうし、大阪にはそういう組合もあるので、そういったところには質問があったり、業界団体には、このQRシステムを強制ではないけれどもできたら導入してほしい、どうしてもお客さんとの信頼関係とか、そういう事業の特殊性から難しい場合でも、きちんと名簿管理等やってもらって、万が一の場合、クラスターが発生したような場合には、ぜひ保健所に協力してもらいたいというのは事前にお話しておいてもらいたいと思いますのでよろしくをお願いします。
- ・ライブハウス関係なんですが、換気扇についてです。高機能換気扇で国の制度もあってここに府が上乘せ補助をしているということで100%補助ということですが、これは現状飲食店等になって、ライブハウスが今明確に入ってないという状況だろうと思います。
- ・6月中旬頃にはこの国のいわゆる制度の詳細ができるということなので、その時までにはできるだけ大阪府の方針も含めて、飲食店だけでなく、ライブハウスもクラスターが発生して換気扇のこういう需要があるから、感染防止に非常に有効であるので、我々ガイドラインにもいれてますし、この制度が使えるように、国に要望というのはぜひお願いしたいと思います。

【環境農林水産部長】

- ・はい、これまでも強く要望はさせていただきますけれども、このガイドラインができたことによって、これとあわせて、さらに国のほうに要望していきたいと思います。

【知事】

- ・最終最後もし国がライブハウスいれないとなれば、大阪府で独自の制度として設けていきますので、何とかその3蜜を避けるって意味でも、こういった高機能の換気扇は非常に有効だし、大阪だけにライブハウスのクラスターも発生しているわけなので。大阪府も独自の制度やりますが、国がやらないのであれば。そこは国の制度を使っていきたいので、そういう腹も決めた上での強力な働きかけをよろしくお願いします。

【環境農林水産部長】

- ・了解しました。

【知事】

- ・この後、記者会見があるので僕から府民の皆さん、事業者の皆さんには説明とお願いしていこうと思いますけども、やはりクラスターが発生したところですから、このガイドラインに従ったら、例えば、ライブハウスなのに席があるっておかしいやんかとか、いろんな意見もあるかもわかりませんが、ただやはりクラスターが発生したところなので、このコロナ以前と全く同じのを今すぐにといいんじゃなくて、徐々に徐々に、恐れながらも事業を再開する。その段階を踏んでいこうよという、そういうふうの話というか、合意形成をしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【事務局】

- ・府における感染拡大防止に向けた取り組みについてはこれで決定とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【知事】

- ・もう1点、決めたのは5月29日まで決めて、本来なら5月30日からが本来あるべき姿かなと思うんですけど、今回6月1日からになってるじゃないですか。
- ・6月1日からやってることが、ある意味2日間だけ伸ばして6月1日からなってるっていうその根拠というか、理由はどういうところにあるんですかね。

【危機管理監】

- ・5月25日の基本的対処方針の中で、5月いっぱいはずですね、国民に対してクラスターを発生してる施設への外出は控えるように各都道府県は住民に求めてくださいという要請があったということと、6月から移行期間ということでございますので、国のそういう整理に合わせて、6月1日から外出自粛要請と施設の使用制限をセットで解除するという考え方です。

【知事】

- ・国の基本的対処方針とそれに基づく内部の内閣府の通達がありますが、その方針として6月1日からにしてもらいたいとそういうことがあるというのが一つと、あとは兵庫と京都とできるだけ平仄を合わせていこうということで、兵庫京都が6月1日からということなので、2日間はちょっとそういった意味で伸びる期間にはなりますが、その国の意向に合わせて6月1日からと。京都兵庫との平仄を合わせる上でも6月1日からそういう理解でよろしいですかね。

【危機管理監】

- ・京都府さんも兵庫県さんもそういう国の考えに沿って、**6月1日**からとされていますんで、同様の考え方でございます。

【知事】

- ・じゃあ、それをお願いします。